中学生対象の「新宿区児童手当」の申請を

●4月から新たに対象となる方の申請受け付けを開始

「新宿区児童手当」は、小学校修了前児童を対象とした「児童手当（国制度）」とは別の制度です。今まで「児童手当（国制度）」を受給していた方も、新たに「新宿区児童手当」の申請が必要です。支給対象となる方は、忘れずに申請してください。手当の支給は、申請の翌月からです。

【対象】次のすべてに該当する方

①新宿区に住民登録・外国人登録（短期滞在を除く）をしている

②平成5年4月2日～8年4月1日生（新中学1～3年生）の児童を養育している

③申請者の18年中の所得が、所得制限限度額（**下表**）未満である（申請者は原則として、児童の父または母で所得の高い方。世帯での合算はしません）

※20年5月1日申請分からは19年中の所得で支給の可否を決定します。

【手当額】第1子・第2子…月額5千円、第3子から…月額1万円（手当額は18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童の人数で決まります）

【申込み】必要書類等をお持ちの上、**子ども家庭課育成係**（4月1日㈫から子どもサービス課子ども医療・手当係）（本庁舎2階）☎（5273）4546または**特別出張所**においでいただくか、郵送または電子申請（新宿区ホームページからリンク）で手続きしてください。請求書は、新宿区ホームページから取り出せます。詳しくは、お問い合わせください。

児童手当等の所得制限限度額

扶養親族等の数	児童手当・新宿区児童手当	
	国民年金加入者 年金未加入者	厚生年金加入者 共済年金加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※1人増えるごとに38万円を加算。
※社会保険料相当分として、全員の方が一律8万円を所得額から控除できます。そのほかにも医療費控除等、所得から控除できるものがあります。

小・中学生対象の「子ども医療証（㊖医療証）」を送ります

●未就学児対象の「乳幼児医療証（㊖医療証）」を使用している方で、6歳到達後の最初の3月31日を迎える方へ

4月1日㈫から使用できる㊖医療証を送ります。㊖医療証をお持ちの方は、切り替えの手続きは必要ありません。3月31日㈪までに届かない方は、お問い合わせください。

※小・中学生で㊖医療証をお持ちでない方は、早めに申請してください（所得制限はありません）。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページの子ども家庭課のページでもご案内しています。

【問合せ】**子ども家庭課育成係**（4月1日㈫から子どもサービス課子ども医療・手当係）（本庁舎2階）☎（5273）4546へ。

ついていますか？住宅用火災警報器

●すべての住宅に火災警報器の設置が義務化されました

火災による死者の8割は、住宅火災によるものです。また、住宅火災で亡くなった方の4割は、火災の発見の遅れによるものです。火災に早く気付くことが、被害を最小限に抑えることにつながります。

【火災の事例】

▼寝たばこが元で火災が発生し、警報器が煙を感知。警報音で本人が目を覚まし、ふとんに水をかけて消火したので、大事には至りませんでした。

▼天ぷらの油を加熱したままその場を離れたため、鍋から火があがり、警報器が熱を感知。警報音に気付いた居住者が、初期消火と119番通報を行うことができました。

Q いつまでに付けなければならないの？

A 22年3月31日までに設置してください。

Q 警報器にはどんな種類があるの？

A 煙を感知する「煙式」と、熱を感知する「熱式」があり、どちらも火災の発生を警報音と音声で知らせます。火災のほかにガス漏れなどを感知する複合型警報器もあります。

火災をより早く感知するためには煙式が適していますが、台所など火災以外の煙を感知するおそれのある場所は、熱式でもかまいません。

また、耳の不自由な方は、光や振動を発生する機器などを取り付けることで、火災の発生を知ることができます。

Q どこに設置するの？

A すべての部屋・台所・階段に設置が必要です（浴室・トイレ・洗面所・納戸などは除く）。自動火災報知設備やスプリンクラー設備を設置している部屋等には必要ありません。

Q 購入するには？

A 防災設備取扱店やホームセンター等で購入できるほか、区の防災用品のあっせんでも購入できます。悪質販売には注意してください。

区では、災害時要援護者名簿に登録し希望する方に、火災警報器を無料で設置しています。また、一人暮らし高齢者の方と高齢者のみの世帯の方のご自宅にも無料で設置します。詳しくは後日、「広報しんじゅく」でお知らせします。

Q 取り付けや点検は？

A 取り付けに特別な資格は必要ありません。ただし、配線工事は電気工事士でなければ行えません。業者の点検は必要ありませんが、普段から点検ボタンなどで、自分で点検する習慣をつけましょう。

【問合せ】**危機管理課危機管理係**（本庁舎4階）☎（5273）4592、**四谷・牛込・新宿消防署の予防課指導調査係**へ。

エコギャラリー新宿の催し

(1)新宿中央公園自然観察会

●高遠コヒガンザクラを楽しもう

【日時】3月29日㈯午前10時～12時（雨天実施）
【会場】新宿中央公園（西新宿2―11）
【解説】日比野佳正（新宿中央公園自然クラブ会員／自然観察指導員）、野村晃（新宿御苑パークボランティア）ほか
【持ち物】帽子・飲み物

(2)自然と触れ合うネイチャーゲーム

【日時】3月29日㈯、①午前11時～12時、②午後0時30分～1時30分、③午後2時～3時（時間を変更することがあります）
【会場】新宿中央公園（西新宿2―11）
【内容】生き物に関するクイズを解きながら自然の中で遊ぶ
【持ち物】バンダナ・敷物・飲み物

(3)エコツアー体験講座

●天ぷら油バスで行く、植林協働作業体験日帰りツアー

【日時】4月20日㈰午前8時～午後6時30分（予定）
【内容】群馬県桐生市の森で広葉樹の植林、昼食会を通した現地の方との交流、桐生市梅田ふるさとセンター訪問ほか

……＜以下共通＞……

【定員】(1)は20名。(3)は40名（小学生以下は保護者同伴。応募が20名に満たない場合は中止）
【費用】(1)(2)は無料。(3)は大人6,000円、小・中学生3,000円（未就学児はお問い合わせください）
【申込み】はがきかファックスに記載例（3面参照）のほか、(2)は希望時間（①～③の別）を記入し、(1)(2)は3月26日・(3)は4月5日（必着）までに**環境学習情報センター**（〒160-0003本塩町2、旧四谷第三小学校2階）（3月25日以降は〒160-0023西新宿2―11―4）☎（3348）6277・FAX（3344）4434へ。(1)(3)は先着順。(2)は当日参加も可。

エコギャラリー新宿（区民ギャラリー・環境学習情報センター）が事業を再開

耐震補強工事が終了し、元の場所で事業を再開します。

▶3月23日㈰まで…仮施設（本塩町2、旧四谷第三小学校2階）

▶4月1日㈫から…西新宿2―11―4、新宿中央公園内

◎4月19日㈯にリニューアル開館イベントを行います。詳しくは後日、「広報しんじゅく」でお知らせします。

【問合せ】**環境学習情報センター**☎（3348）6277へ。

こども・教育

就学援助の申請を

●教育費の一部を補助

【対象】区内在住で、義務教育期間中のお子さんをお持ちで、経済的にお困りの保護者の方。所得制限があります。

【申込み】区立小・中学校に通っている方は、学校を通して申請してください。新宿区以外の公立・私立の小・中学校に通っている方は、3月31日㈪までに**学校運営課学校運営支援係**（第1分庁舎4階）☎（5273）3089へご相談ください。

子ども映画会

【日時】3月27日㈭午後2時から
【対象】中学生以下の方、100名（同伴者も可）
【上映作品】「わんぱくナージャの竜王退治」
【費用】無料
【会場・申込み】当日直接、**中央図書館**（下落合1―9―8）☎（3364）1421へ。先着順。

頭の良くなる「子ども囲碁教室」

【日時】4月12日～21年3月28日の第2・第4土曜日、午前10時～12時
【対象】小学生以上で初心者の方、30名
【費用】千円（1年分）
【会場・申込み】費用をお持ちの上、**大久保地域センター**（大久保2―12―7）☎（3209）3961へ。先着順。

「新宿区立図書館基本方針」を策定

皆さんからお寄せいただいたご意見を参考に策定しました。

今後は、これまでの図書館サービスの充実（蔵書の充実、子どもの健やかな成長を応援）に、これからの情報センターサービス（地域の知の拠点機能、分かりやすい情報収集と発信）を加え、地域や区民の皆さんに、より一層役立つ図書館を目指します。

全文は区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページの図書館のページでご覧いただけます。

【問合せ】**中央図書館**☎（3364）1421へ。

◆講座・催し等の申し込み◆

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名（ふりがな）
④電話番号
（往復はがきには、返信用にも住所・氏名）

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料